## 学校職員に対する懲戒処分について

令和6年3月29日付けで、下記のとおり学校職員に対する懲戒処分を決定いたしましたので、 お知らせします。

被処分者	札幌市立小学校 栄養士 木下 真琴 47 歳
処分内容	免職
事案概要	・ <u>私文書偽造、休暇の虚偽申請、通勤手当の不適正受給</u> 被処分者は、令和4年11月以降、不正に病気休暇を取得する目的で 医療機関発行の診断書を計7回にわたって偽造し、所属長に提出した。 また、令和5年度において、通勤経路として届け出た経路と異なる 経路で通勤していた上、適正な挙証書類を提出しなかった。